

日本遺産「鯨とともに生きる」総合活用活性化事業
フォトライター養成等業務仕様書

1 委託業務名

日本遺産「鯨とともに生きる」総合活用活性化事業フォトライター養成業務

2 業務目的

日本遺産「鯨とともに生きる」の登録資産を有する熊野灘エリアへの誘客を図るため、地域の方々をフォトライターとして養成し、捕鯨文化の歴史や地元ならではの情報などを発信する。

また、養成したフォトライターが、本業務期間満了後も自主的に当該エリアの情報発信を行うよう動機づけを行うとともに、継続した取り組みとなるような仕組みを構築する。

3 業務期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで

4 業務の内容

熊野灘エリア(新宮市、那智勝浦町、太地町、串本町)を対象とした、日本遺産「鯨とともに生きる」のストーリーや捕鯨文化等の「地域の情報」を「地域の人」が発信できるよう、フォトライターとして養成すること。

また、本業務期間満了後も自主的に当該エリアの情報発信を行うよう動機付けを行うとともに、情報発信にあたってのガイドラインを策定するなど、継続した取り組みとなるような仕組みを構築すること。

- (1) フォトライターとして必要となる技術が習得できるよう研修会等を2回程度開催すること
- (2) 本協議会が開設するSNSを活用し、フォトライターに情報発信をさせること
- (3) 継続した取り組みとなるような仕組みを構築すること

5 成果品

- (1) 研修会の議事録2回程度及びそのデータ
- (2) 情報発信を行った写真10枚程度及びそのデータ
- (3) 情報発信を行った記事3本程度及びそのデータ

6 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、本仕様書に示されていない事項その他の事項について疑義が生じた場合は、協議を行い柔軟な対応を行うこと。
- (2) 本業務の実施に当たっては、関係法令、各種基準等によって行うこと。
- (3) 受託者は、業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- (4) 受託者は、業務を円滑に遂行するため本協議会と連絡を密にし、必要に応じて随時打合せを行い、助言、提案及び支援を積極的に行うこと。

(5) 全ての成果品に係る著作権及び著作権は、本協議会に帰属するものとする。

なお、本契約終了後、本成果品の使用及び第三者への提示は、本協議会の承認を受けること。

(6) 本業務の履行の結果、受託者の責めに帰すべき理由により本協議会に対し損害を与えた場合は、受託者は、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 本仕様書に定めのない事項若しくは疑義が生じた場合又は本仕様書により難しい事由が生じた場合は、本協議会と速やかに協議するものとする。